

青少年 第 2084 号
平成 24 年 10 月 31 日

大阪府青少年健全育成審議会
会長 野口克海 様

大阪府知事 松井 一郎



諮詢問書

大阪府では、平成 23 年 3 月に大阪府青少年健全育成条例を改正し、被写体となる子どもを守るという観点から「子どもの性的虐待の記録」という新たな概念を設け、これらを製造、販売、所持しないことを努力義務として規定し、取組みをすすめてきました。

国会において、児童ポルノの取得・所持に罰則を科すことなどを盛り込んだ法律の改正案が継続審査となる中、児童ポルノ事犯等の犯罪被害やトラブルに遭う事例が跡を絶たず、平成 23 年中の児童ポルノ事犯の検挙件数は過去最多であり、被害児童数も増加傾向にあるなど、極めて深刻な情勢にあります。

また、薬物の濫用防止対策を推進するため、知事指定薬物の指定やその販売・授与・使用に対する罰則規定などを盛り込んだ大阪府薬物の濫用の防止に関する条例が、本年 10 月 23 日に成立したところですが、薬物の使用等を助長する恐れのある図書類が、府内の書店等を通じて購入できる状況にあります。

つきましては、本府として青少年が健全に成長できる環境の整備を充実するため、下記の事項について貴審議会のご意見をお伺いします。

記

青少年を取り巻く有害環境への対応について

- 子どもの性的虐待の記録への新たな対応策
- 薬物の使用等を助長する図書類等への対応策